

令和3年4月1日

労働環境改善の取組について
(ウィークリースタンスの実施)

1. 目的

大村市が発注する測量、調査、土木関係コンサルタント業務（以下「設計業務等」という。）において業務を円滑かつ効率的に進めるため、従来、受発注者間のコミュニケーション円滑化に係わる取組として合同現地踏査、ワンデーレスポンスを実施しているところですが、新たに受発注者間の相互において、労働環境の改善に繋がるルールを定め、計画的に業務を履行することで労働環境を改善し、今後、更なる業務の円滑な実施に努めると共に魅力ある建設業界の創造に努める。

2. 対象業務

天候等により進捗が左右される外業が少ない業務を対象とし、令和3年4月1日以降に起工する設計業務等を対象とする。

3. 受発注者間の相互における取組内容

取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取組が各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む内容を設定し実施する。（複数可）

- (1) 月曜日は依頼の期限日としない（マンデイ・ノーピリオド）
- (2) 金曜日は依頼しない（フライデイ・ノーリクエスト）
- (3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける（ワンウィーク・ノーオーバータイム）
- (4) 17時以降の打合せは行わない（オーバーファイブ・ノーミーティング）
- (5) その他、取組が必要と思われる内容

4. 取組の進め方

対象業務については、特記仕様書に労働環境改善の取組について記載するものとする。契約後、業務計画書作成前に受発注者間協議を行い、取組内容を決定する。なお、実施にあたっては、取組内容を業務計画書のその他に記載するものとする。